

プライバシーポリシー・反社会的勢力に対する基本方針

秘密情報

当社および利用者は秘密情報を本サービスを実施する目的以外には一切使用してはならない。

当社および利用者は秘密情報を知る必要のある役員・従業員に対してのみ秘密情報を開示するものとし、当該役員・従業員に対し、本契約上の自己の義務と同一の義務を遵守させ、退職後も当該秘密保持義務を遵守させなければならない。

以下の項目に該当する情報は秘密情報には含まれないものとする。

- (1) 開示の時に既に公知の情報、又は開示後、開示を受けた当事者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報。
- (2) 当社または利用者から開示される以前に、自らが正当に保持、又は知っていた情報。
- (3) 当社または利用者からの情報に依拠せずして、自らが独自に開発し又は将来開発する情報。
- (4) 開示を受けた当事者が、正当な開示権限を有する第三者より正当且つ制約なしに入手し、又は入手する情報。
- (5) 相手方が秘密情報から除外することを書面により承諾した情報。

当社および利用者は開示された秘密情報の写しの作成は必要最小限度とし、作成された秘密情報の写しについても、秘密情報として取扱う。

当社および利用者は前各項の他、秘密情報の取扱基準を定める等の方法により、秘密情報の漏洩を防止するため必要な措置を講じ、秘密情報を厳重に管理しなければならない。

当社は合理的に必要とする限度で、利用者から提供された技術情報を含む利用者の秘密情報を委託先に開示することができるものとする。この場合、当社は、委託先に対し、本契約で定める当社の秘密保持義務と同等の義務を課し、これを遵守させる。

当社および利用者は本サービスの提供が理由の如何にかかわらず終了した場合には、本契約に基づき相手方から開示された全ての秘密情報およびその複製物を相手方に返還又は破棄する。

秘密情報の保持

当社および利用者は相手方の全ての秘密情報を、相手方に帰属する秘密として善良な管理者の注意をもって保持し、相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。

秘密情報の秘密保持期間は、被開示者が開示者から当該秘密情報の開示を受けた日から3

年間とする。ただし、下記の項目に該当する場合は別途期間を定めるものとする。

(1) 秘密情報の開示を受けた後に締結された個別契約がある場合は、個別契約のうち最新の個別契約の締結日から3年間

(2) 上記にかかわらず、当社および利用者間で秘密保持期間につき別途合意した場合は、当該秘密保持期間

当社および利用者が、法令に基づき行政機関又は司法機関から開示者の秘密情報の開示を要求された場合、以下の措置を講じた上で開示することができる。

(1) 開示者に対し、秘密情報の開示を命じられたことを遅滞なく書面で通知すること。

(2) 秘密情報のうち、適法に開示が要求されている部分についてのみ開示すること。

(3) 開示する秘密情報について、当該秘密情報が秘密であることを書面で明示する等、秘密として取扱われるために必要な措置を講じること。

再委託

当社は、当社の責任において、本サービス提供にかかわる業務を第三者に再委託できるものとします。

当社は、再委託先に対して、本規約に基づく自己の義務と同様の義務を負わせるものとし、再委託先の行為に関して、利用者の責めに帰すべき事由がある場合を除き自ら本業務を実施した場合と同様の責任を負うものとします。

反社会的勢力の排除

当社および利用者は、それぞれ相手方に対し、次の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力という」。）ではないこと。

(2) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(4) 自ら又は第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと。

相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

当社または利用者の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

本条項目（反社会的勢力の排除）の確約に反する表明をしたことが判明した場合

本条項目（反社会的勢力の排除）の確約に反し契約をしたことが判明した場合

本条項目（反社会的勢力の排除）の確約に反した行為をした場合

再委託を受けた者が本条項目（反社会的勢力の排除）に該当した場合に準用するものとします。

本規定により本サービスが解除された場合には、解除された者は、当然に期限の利益を失い、その相手方に対して負担する一切の債務を直ちに弁済し、相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。

本規定により本サービスが解除された場合には、当該解除時に存続する個別契約は当然に終了するものとする。

本規定により本サービスが解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。